

令和7年度第6回山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年9月12日(金) 午前9時30分～午前10時25分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員19名中16名)

荒瀬 澄枝、伊藤 良一、井上 浩一郎、小野 悟、
小野 基之、片山 濶之、徳田 文雄、長尾 誠大、
中川 恵美子、中野 克俊、西村 健、藤原 敏郎、
八木 学、安田 敏男、安野 正純、吉武 和子

(2)欠席委員(3名)

上田 正士、賀屋 忠之、恒富 竹司

(3)事務局

森野局長・松永副参事・多田主幹・浅原副主幹

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和7年度第6回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名中、出席16名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

長尾 誠大(ながお まさひろ) 委員 及び、

中野 克俊(なかの かつとし) 委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、下小鯖、無償移転です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は1,189アールとなります。

議案第2号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は1アールとなります。

議案第3号、徳地島地、有償移転です。

申請人は、周南市内に居住する者です。

取得後の経営規模は153アールとなります。

議案第4号、徳地堀、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は1アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いたします。

事務局

議案4ページをお開きください。合わせて、参考位置図5ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第5号、秋穂二島、集団的に存在する第1種農地に、自己用住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第6号、嘉川、公共施設から近距離にある第3種農地に、貸駐車場を整備するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、川東及び川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が完了しましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

A委員

議案第6号ですが、議案書には障がい者支援事業として飲食店を運営する法人へ貸し出すとあります。ただ、位置図にはそのようなものが近くにみあたりませんが、別途転用申請などあるのでしょうか。

事務局

事務局よりご説明申し上げます。

位置図をご覧いただきたいのですが、申請地の北側にあたる箇所に、記載はありませんが飲食店が建っており営業されておられます。人気のある飲食店のようで、敷地内の駐車場だけでは不足するとのことで、申請地を借り受けるとの申込書が申請書に添付されています。

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案のうち議案第5号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、議案第6号については「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案6ページをお開きください。合わせて、参考位置図7ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第7号、下小鯖、用途地域内にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第8号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置し、売電事業を行う者に販売するものです。

議案第9号、吉敷赤田一丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

議案第10号、吉敷佐畑三丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第11号、維新公園五丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第12号、13号及び16号については、同一事業者による同一事業につき一括でご説明します。

黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置し、売電事業を行う者に販売するものです。

議案第14号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、

太陽光発電設備工事用の通路を整備するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和7年12月31日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第15号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

なお、この事案につきましては、申請人より資材搬入の経路について見直すとの申し出がありましたので、保留いたします。

議案第17号、吉田、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行いたします。

議案第18号、平井、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第19号、平井、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行いたします。

議案第20号、平井、用途地域内にある第3種農地で、住宅敷地の拡張を行うものです。

なお、この事案につきましては、隣接開発地の区域に含まれるため当該開発許可と同時施行いたします。

議案第21号、朝田、公共施設から近距離にある第3種農地に、建売住宅を建築し販売するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行いたします。

議案第22号、鑄銭司、農用地域内の農地に、資材置場を整備するもの

です。

この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められます。

なお、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

また、申請人からは令和8年9月30日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第23号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、工事車両等駐車スペースとして作業ヤードを整備するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和8年9月30日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第24号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第25号、深溝、集団的に存在する第1種農地に、資材置場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可の対象となるものです。

議案第26号、佐山、公共施設から近距離にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第27号、小郡上郷、用途地域内にある第3種農地に、資材置場と駐車場を整備するものです。

議案第28号、小郡下郷、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第29号、徳地小古祖、集団的に存在する第1種農地に、資材置場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり許可の対象となるものとして、令和7年6月16日の総会で許可相当との判断をいただいているところですが、当該事案は盛土規制法に係る手続きが必要なため、申請が受理され、許可の見込みが確認できた後に許可書を交付することになっていました。

ところが、申請者より事業計画を変更し、当該事業を盛土規制法の規制がかからない形で実施すると申し出があったため、今回あらためてご審議いただくものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく願いします。

B委員

議案第29号ですが、私たちの手元にある資料ではわからないのですが、盛土の規制にかからないようにするという事は、盛土の高さを低くするという事でしょうか。

事務局

盛土規制法の対象となったものは、造成地の部分と造成した後に置く砂利などの高さになります。当初は規制の対象となる形で考えておりましたが、よくよく検討された結果、そこまで高くしなくても十分に事業の目的を達成することができるとして、盛土規制法の規制の対象にならない計画になったものです。

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。議案第15号については「保留」とし、その他の議案については「許可」とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第8号及び第22号並びに第25号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、議案第15号を除く、その他の議案については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事業計画変更に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案23ページをお開きください。合わせて、参考位置図27ページを御覧く

ださい。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第30号、吉敷赤田一丁目、用途地域内にある第3種農地です。申請人は市内に本店を有する法人です。

この事案につきましては、令和7年5月26日付で、宅地分譲を目的とした、農地法第5条に基づく許可を受けましたが、隣接農地所有者より売却の申し入れがあり、別事業として転用することで、土地形状から著しく不経済な事業となり、土地所有者の不動産価値を毀損することになることから、申出地とあわせて同一事業とし、宅地分譲地を整備するものです。

以上の事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるとともに、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、中央地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

【意見なし】

会長

以上で、事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「承認」とすることに賛成の農業委員の挙手を

求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました事業計画変更に係る議案については、「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案25ページをお開きください。

議案第31号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計39筆 53,920㎡です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、市より農業委員会の意見が求められたものです。よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積等促進計画の案について、「異議なし」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積等促進計画の案については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、農地利用最適化推進委員の委嘱について審議を行います。
議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案26ページをご覧ください。

議案第32号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、阿東徳佐地域の推進委員に欠員が生じたため、去る、8月1日から29日までの間、再募集を行ったところ、1名の推薦がございました。

推進委員候補者評価委員により書面決議による審査を行い、評価基準に満たしているため、阿東徳佐中536番地 山見(やまみ)一郎(いちろう)氏を農地利用最適化推進委員に内定いたしました。

10月1日に委嘱を予定しておりますが、推進委員の委嘱にあたっては、農業委員会等に関する法律第17条第1項で農業委員会が推進委員を委嘱しなければならないと規定がございますので本日の会議でお諮りするものです。よろしく願いいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。

山見(やまみ)一郎(いちろう)氏を推進委員に委嘱することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、山見(やまみ)氏の推進委員委嘱を認め、令和7年10月1日付けで委嘱を行います。

続きまして、現況証明についての審議を行います。

議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案27ページをお開きください。合わせて、参考位置図28ページ以降を御覧ください。

議案第33号から議案第38号について、一括で説明いたします。

北部地区1件、中央地区3件、川東地区1件、阿東地区1件の議案です。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

全ての議案について、昭和45年10月以降で20年以上経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。
現況証明を発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

会長

挙手多数と認め、現況証明を発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。
次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。9月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。
最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何

かございますか。

C委員

8月21日に佐賀市の農業委員会の視察がありましたが、農業委員さん13名と事務局職員3名の計16名がいらっしゃいました。受け入れは久しぶりなのでとても新鮮でした。運営委員で対応しましたが、その中で小野委員が佐賀市の広報誌に興味を示され、これはいいねと言われていました。

これから山口市に対して意見書を出すこととなりますが、今までそれに対する答えをいただいたことが無かったという気がします。佐賀市は出した意見に対して、答えられたものを広報誌に出しておられました。山口市もこれから変えていったらいいのかなと感じました。

事務局

意見書の位置づけは、農業委員会法にも割と重めに書いてあります。市長部局もしっかり対応しないといけないと法律には書いてありますので、しっかり協議をして文書で回答もらえればいいと考えています。

C委員

この度は、みんなで意見を出し合って、それを集約して意見書にまとめようとしていますので委員さんも関心があると思います。是非そういう対応をしていただけたらと思っています。

事務局

11月の意見書の提出に向けて、これからも皆さんと相談させていただきながら、進めていきたいと思っています。

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和7年度第6回山口市農業委員会総会議事録である。

令和7年9月12日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 長尾 誠大

署名委員 中野 克俊

記 録 者 浅原 紀彦